破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２１年（フ）第１０５７号
福岡県太宰府市五条２―20―32　ソルベルデ五条402、破産手続開始決定時の住所福岡市南区柏原３丁目１番12―１号
破産者　深堀　　孝
１　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
２　一般調査期間　平成21年９月７日から平成21年９月14日まで
平成21年７月２日
福岡地方裁判所第４民事部

破産管財人変更

平成２１年（フ）第５１５号
大阪府高槻市南平台５丁目33番１号
破産者　佐藤　美樹
破産管財人　河野　良介が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　西村　直樹
平成21年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１号
石川県七尾市満仁町ワ部20番地
破産者　あけぼの産業株式会社
異議申述期間　平成21年８月17日まで
平成21年７月３日　金沢地方裁判所七尾支部

平成１９年（フ）第１７６号
大阪府東大阪市寺前町２丁目７―16
破産者　坪井　幹生
異議申述期間　平成21年８月25日まで
平成21年７月６日　金沢地方裁判所小松支部

平成１９年（フ）第２２３号
富山市窪本町５番７号
破産者　青山　一夫
異議申述期間　平成21年８月27日まで
平成21年７月６日　富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１号
福岡市早良区田村６丁目12番28号
破産者　海洋地研有限会社
異議申述期間　平成21年８月31日まで
平成21年６月30日
福岡地方裁判所第４民事部

免責決定

平成２１年（モ）第５号
（平成１５年（フ）第２６５号）
富山県小矢部市道林寺413番地
破産者　竹倉　清作
主文　破産者を免責する。
平成21年７月２日　富山地方裁判所高岡支部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第１０２号
鹿児島市山下町９番１号
清算株式会社　株式会社ロビンス
清算人　池田　昇之
１　決定年月日　平成21年７月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所

特別清算終結

平成２０年（ヒ）第２０７７号
東京都新宿区西新宿２丁目１番１号新宿三井ビル
清算株式会社　レキサー・メディア株式会社
１　決定年月日　平成21年７月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第３０１４号
大阪市中央区島之内１丁目22番20号
清算株式会社　株式会社プラックス
１　決定年月日　平成21年７月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２０年（ヒ）第２１００号
東京都渋谷区神宮前６丁目27番８号
清算株式会社　株式会社ＫＥＦ
代表清算人　武甕　芳次
１　決定年月日　平成21年７月３日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　協定の概要
特別清算会社は、別紙「協定債権者」欄記載の各協定債権者に対して、別紙記載のとおり、各協定債権者からの申出に基づいて確認した元金及び開始決定日前日までの利息・遅延損害金のうち、10万円以下の部分につき100％、10万円を超える部分につき0.40246％（円未満切り捨て）の割合を乗じて算出した金額の合計額を一括弁済し、その余の債権について全額免除いただく。
弁済時期は、本協定案の認可決定確定日の属する月の翌月末日までとする。
なお、特別清算会社は、平成21年６月末日ころまでに仮払消費税16万8,644円（見込額）の還付を受ける見込みがある。そこで、仮払消費税の還付がなされた場合には、追加弁済を行う。
第２　協定債権者の権利の変更に関する条項
１　協定債権
協定債権者数、協定債権額等は、次のとおりである。
協定債権者数　８名
協定債権額
元本及び開始決定日前日までの利息・損害金　６億4,271万6,361円
開始決定日後の利息・遅延損害金　額未定
２　権利の変更
⑴　開始決定日後の利息・遅延損害金
開始決定日後の利息・遅延損害金については、本協定案の認可決定が確定したときに全額免除を受ける。
⑵　元本及び開始決定日前日までの利息・遅延損害金
ア　弁済
元本および開始決定日前日までの利息・遅延損害金について、開始決定日時点の各協定債権者の有する協定債権額のうち
①　10万円以下の部分につき　100％
②　10万円を超える部分につき　0.40246％（円未満切り捨て）
を乗じて算出される金額の合計額を、本協定案において定める弁済に関する事項に従って弁済する。
㈱　上記弁済総額は開始決定日時点の各協定債権者の協定債権額を基準に算出するものとし、その後の債権の一部の譲渡、代位弁済等により他に一部移転して当該協定債権を有する者の頭数が２以上になっても、頭数は１として扱われ、弁済総額は増額されない。
頭数が２以上になったときは、当該関係者で別段の合意がない場合、頭数を１として算定した弁済総額を各々が有する協定債権額の割合で按分した額とする。この場合特別清算会社に対抗するためには、債権が移転したことの通知書および協定債権の変更届出書を提出しなければならない。
例　上記800万円のうち、200万円を代位弁済した場合。
代位弁済を受けたもとの債権者＝弁済額×600万円／800万円
代位弁済をした新たな債権者＝弁済額×200万円／800万円
イ　免除
元本および開始決定日前日までの利息・遅延損害金のうち、上記ア「弁済」に定める弁済額を除く残余の金額については、当該弁済をした日の翌日に全額免除を受ける。
ウ　弁済の時期
上記ア「弁済」に定める弁済額につき、本協定案の認可決定確定日の属する月の翌月末日までに弁済する。
３　弁済に関するその他の事項
本協定案に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関の協定債権者名義の預金口座に振り込む方法により行う。この振込手数料は特別清算会社の負担とする。
なお、弁済期日の１週間前までに特別清算会社に対し指定預金口座の通知がない協定債権者については、弁済の受領を拒絶したものとして、東京法務局に民法494条に基づく弁済供託をすることができるものとする。